

都 城 市 議 会

政 策 形 成 ガ イ ド ラ イ ン

令 和 5 年 1 1 月

目 次

1. ガイドライン作成の背景と目的	1
2. 政策立案等の定義及び手法	1
3. 市政の課題及び市民の意見等の把握	2
4. 政策立案等の実施主体	3
5. 政策等の調査・検討と立案等の実施	4
6. 政策立案等の原案作成及び意見聴取	5
7. 政策立案等の作成と提出	6
8. フォローアップ	8
9. 補足	9
10. 参考様式	
参考例1 政策提言書	11
参考例2 政策提言書の鑑文（政策提言協議会長⇒議長）	12
参考例3 政策提言書の鑑文（議長⇒市長等）	12
参考例4 政策評価	13
参考例5 政策提言プレゼンテーション雛形	14
11. 政策形成フロー	17
12. 一般質問からの政策提言フロー（例）	18

1. ガイドライン作成の背景と目的

(1) 作成の背景

本市議会は都城市議会基本条例(平成25年3月13日条例第2号。「以下基本条例」という。)を策定し、平成25年4月1日に施行した。

基本条例では、「市民の多様な意見を把握するとともに、議員相互の自由な討議を尊重し、政策立案、政策提言を行うことや政策提案の拡大を図るものとする」ことが述べられている。

基本条例が施行され9年を経過したものの、議員間の十分な討議ができているとは言い難く、政策立案等も限られたものになっている。

また、令和3年度及び令和4年度ふれあいアンケート(市民意識調査)の結果において、議会に求めるものの問いでは、「市民の願いをかなえる政策提案」という回答が10代から70代までの全ての年代で最も多かった。

(2) 作成の目的

以上のことから、議会は二元代表制の下での議事機関及び議決機関であることを再確認し、議員間の政策討議を重視するとともに、議会及び議員の政策形成能力を強化することで組織としての議会の価値を高め、さらなる市民の福祉の向上に繋がる政策立案等を行うためのガイドラインを作成する。

2. 政策立案等の定義及び手法

(1) 政策立案等の定義

政策立案等の定義については、政策立案と政策提言の二つに大別するものとする。

① 政策立案

ア) 政策条例

地方自治法第109条第6項及び第112条の議会の議案提出権に基づくもの。

イ) 政策決議

市民にとって特に重要な政策について、議会の議決を経て執行機関に提出するもの。

② 政策提言

市民にとって必要な政策をとりまとめて、執行機関に提出するもの。

(2) 政策立案等の手法

議会報告会や市民アンケート等の様々な場面で把握した市政の課題や市民の意見から抽出した提案等を精査する議員間討議の組織として「政策提言協議会」を設置するものとする。

全ての提案等が政策提言協議会を経由し、政策立案等へと練り上げられ、執行部へ提出されることで、より議会の意思決定としての重み付けを行うこととなり、市政への働きかけを促すことになる。

(3) 政策提言協議会の役割

政策提言協議会の役割は以下のとおりである。

- ① 次章(2)の方法で集約された課題の明確化及び選定
- ② 政策立案・提言を調査・検討する実施主体への課題の割り振り
- ③ 議員立法審議会設置の判断
- ④ 政策立案・提言の最終調整
- ⑤ 政策立案・提言の議会運営委員会への報告及び議長への提出
- ⑥ 過去の政策提言・政策決議に関する常任委員会への評価の依頼
- ⑦ 前項⑥で依頼した執行部に対する評価内容に基づく、所要の是正措置に関すること
- ⑧ 過去に議会が制定した条例に関する議員立法審議会への依頼
- ⑨ 委員会又は議員立法審議会からの要請による助言

3. 市政の課題及び市民の意見等の把握

(1) 市政の課題及び市民の意見等の把握方法

市政の課題及び市民の意見等の把握方法としては、次のようなものが考えられる。

- ① 議会報告会
- ② 意見交換会

- ③ 市民アンケート ※議会独自で行うもの
- ④ 議会だよりに寄せられた意見等(裏面ハガキ)
- ⑤ ふれあいアンケート(市民意識調査) ※市が実施するもの
- ⑥ 市が作成する各種計画等
- ⑦ 議員活動 (例)一般質問
- ⑧ その他 (例)議連等

(2) 市政の課題及び市民の意見等の集約方法

市政の課題及び市民の意見等を集約する方法としては、次のようなものが考えられる。

- ① 広報広聴委員会
議会の広聴活動((1)-①から④)における集約
- ② 4つの常任委員会(総務・文教厚生・建設・産業経済)
議案及び請願の審査並びに所管事務調査における集約
- ③ 会派単位
行政情報((1)-⑤、⑥)及び議員活動等((1)-⑦、⑧)における会派ごとの集約
- ④ 一般質問内容の振り返り
一般質問について、毎定例会終了後に、市政の課題として取り上げるべきものを4常任委員会又は各会派で振り返る。

各委員会等は上記の手法で集約した問題点や意見を整理し、毎定例会終了後1ヶ月以内に政策提言協議会に提示するものとする。

4. 政策立案等の実施主体

(1) 実施主体の種類

実施主体は次のとおりとする。

- ① 常任・特別委員会
- ② 議員立法審議会

(2) 実施主体の役割

各実施主体の役割は次のとおりとする。

① 常任・特別委員会

政策決議及び政策提言に関する調査・検討・原案作成

② 議員立法審議会

政策条例に関する調査・検討・原案作成

5. 政策等の調査・検討と立案等の実施

(1) 課題の明確化及び選定

政策提言協議会は、実施主体が3-(2)の方法で集約した課題等の中から、「議会として」調査・検討すべき課題を選定し、所管する実施主体に割り振る。

なお、この時点において、政策条例を制定すべきと判断された場合は、その調査・研究の実施主体として「議員立法審議会」を設置するものとする。

(2) 課題選定過程の透明性の確保

課題選定に際しては、必要であれば各常任委員会及び各会派によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションの状況は原則公開（傍聴可及びソーシャルメディアで配信）とし、全議員及び市民への透明性を確保するものとする。

※ プレゼンテーションのテンプレートについては末尾の様式集に例示

(3) 課題の調査・検討

実施主体は、それぞれ、割り振られた課題について、その現状や市の取組状況その他必要な事項を調査する。

調査の手法は、常任委員会の所管事務調査の場合と同様であり、具体例として次のようなものが考えられる。

- ① 現状を示す各種データの収集
- ② 課題を所管する担当部局からのヒアリング
- ③ 課題に関係する団体等からのヒアリング
- ④ 課題に関係する現場視察、現地調査等

⑤ 課題解決に取り組んでいる先進地の視察

⑥ 有識者等の専門的知見の活用

(4) 政策立案等の実施判断

実施主体は、割り振られた課題に関する調査・検討の結果を踏まえ、「課題解決に向けた執行部の取組がなされているか」「その取組は効果的か」等を考慮しながら、十分に議員間討議を行ったうえで、議会として政策立案等を行う必要があるかを判断する。

なお、政策立案等の必要があると認めたときは、【6. 政策立案等の原案作成及び意見聴取】に進むこととなるが、各実施主体が「そこまで行う必要がない」と認めたときは、政策提言協議会に報告し、了承を得たうえで、報告書をもって完結することも差し支えない。

6. 政策立案等の原案作成及び意見聴取

(1) 原案の書式

政策立案等の書式については、政策立案等の手法に応じ、それぞれ次に掲げる書類を基本とする。

① 政策条例

ア) 条例の制定要綱

イ) 条例の制定文

ウ) 条例の制定が必要な背景、経緯、理由、目的等を記載した解説文

エ) 上記のほかパブリックコメントを実施するために必要となる書類

オ) 条例の一部改正の場合は「新旧対照表」

② 政策決議

ア) 政策決議案

イ) 上記のほか原案に対し意見を聴取するために必要と認める書類

③ 政策提言

ア) 政策提言書 ※以下に記載事項を例示

- ア 検討テーマ
- イ 解決すべき課題
- ウ 提言する政策
- エ 調査及び検討の経過
- オ 添付書類

イ) 上記のほか原案に対し意見を聴取するために必要と認める書類

※ 頁数が多くなる場合は、頁番号のほか、適宜表紙及び目次を加えること。

(2) 原案に対する意見聴取

政策立案の原案を作成したときは、その原案に対し、次のとおり意見聴取を行うものとする。

なお、以下に示す意見聴取については、前章で示した【(3) 課題の調査・検討】の途中であっても行うことができるものとする。

① 政策条例

- ア) 各議員からの意見聴取
- イ) 必要であれば専門的意見等の聴き取り
- ウ) パブリックコメントの実施による市民等からの意見聴取

② 政策決議・政策提言

- ア) 必要であれば公聴会開催や参考人招致

7. 政策立案等の作成と提出

(1) 政策立案等の最終案の作成

実施主体は、前章での意見聴取後、次の手順で政策立案等の最終案を作成するものとする。

また、政策提言協議会は実施主体が決定した最終案を議会運営委員会へ報告するものとする。

① 原案への意見の反映

意見聴取した結果を原案に反映させ、所要の修正を行う。

- ② 実施主体での最終案の決定
修正後の原案を最終案としてよいか実施主体内で決定する。
- ③ 政策提言協議会（幹事会）での説明及び協議
実施主体が決定した最終案を政策提言協議会で説明し、所要の協議を行う。
- ④ 政策提言協議会（全体会）での説明
政策提言協議会（幹事会）での協議結果を踏まえ、実施主体が決定した最終案を政策提言協議会（全体会）で説明する。
- ⑤ 協議結果を踏まえた最終案の確定
政策提言協議会（全体会）で異論がないことを確認し、その確認をもって最終案を確定させる。

(2) 政策立案等の提案又は提出

実施主体は、政策立案等に係る最終案の確定後は、政策立案等の手法の別により、それぞれ次のように提出するものとする。

- ① 政策条例
議員発議又は議員立法審議会の座長による条例案の形式を整え、政策提言協議会へ提出し、政策提言協議会長が所定の期日までに議長に提出
- ② 政策決議
議員発議又は実施主体となった委員長による決議案の形式を整え、提言書を添えて、政策提言協議会へ提出し、政策提言協議会長が所定の期日までに議長に提出
- ③ 政策提言
議員発議又は実施主体となった委員長による政策内容を提言書にまとめ、政策提言協議会へ提出し、政策提言協議会長がその提言書を議長に提出

(3) 提案又は提出の時期

政策条例及び政策決議は本会議開催の際に提案するものとし、政策提言は任意の時期に提案できるものとする。

なお、政策が予算を伴うものであるときは、予算編成等の都合上、遅くとも前年の9月定例会初日までには行う。

8. フォローアップ

(1) 提言した政策の調査及び評価

議会の意思として決定した政策提言及び政策決議の内容が必ずしも市の施策に反映されるとは限らず、議会が意図した運用とはならない可能性も含んでいる。

このため、政策提言協議会は、過去に提言した政策提言及び政策決議に関し、所管する各委員会に次の事項を3月定例会までに依頼し、当該委員会は事後的に調査を行い概ね翌年の3月定例会開始日までに政策提言協議会に回答するものとする。

① 提言した政策についての「進捗の状況」及び「施策に対する評価」

※以下に評価項目を例示

評価項目：「進捗の状況」

- ア) 「実施済み」
- イ) 「実施中」
- ウ) 「実施に向けて検討中」
- エ) 「現時点で実施予定なし」

評価項目：「施策に対する評価」

- オ) 「議会の意図したとおりである」
- カ) 「概ね議会の意図したとおりである」
- キ) 「議会の意図したとおりではないが、概ね評価できる」
- ク) 「議会の意図したとおりではなく、再検討が必要」

② 前各号のほか必要と認められる事項

(2) 評価結果を踏まえた是正の措置

政策提言協議会は、前項による政策の評価結果を踏まえ、正当な理由がなく政策が実施されないとき、政策が進捗していないとき、政策に再検討が必要なきとき、その他必要があると認めるときは、執行部に対し、文書等により所要の是正を求めるものとする。

これによってもなお、是正が見込めないときは、政策提言協議会は、次の措置を講じることを検討するものとする。

- ① 当該政策を実施し、又は適切に執行するよう求める決議案の議会提出
- ② 政策の条例化及び当該条例案の議会提出
- ③ 基本構想修正案の議会提出

(3) その他情勢の変化に伴う修正の措置

条例をもって立案した政策は、条例上の文言による制約が強く、柔軟性を欠く傾向がある。

このため、政策提言協議会は、社会情勢の変化や国の制度変更等に注意し、過去に議会が制定した条例に改正の必要があると判断した場合は、議員立法審議会に条例の一部改正について依頼するものとする。

9. 補足

(1) 任期内に提案等ができなかった場合の措置

常任委員会は、政策立案等を行うべきとした課題について、委員の任期満了その他特別の事情により政策立案等に至らなかったものがあるときは、その課題を次の任期の委員で構成される常任委員会に、それまでの調査結果、検討経過その他必要な事項を添えて申し送りするものとする。

(2) 特別委員会に関する特例

特別委員会が所管する事項に係る政策立案等は、当該委員会が存続する間に限り、同委員会の決定により同委員会において行うことができるものとする。

この場合の手続は、このガイドラインに定める常任委員会の例によるものとする。

また、特別委員会の廃止後における当該特別委員会が提言等をした政策に係る事後調査及び評価については、その政策を所管する常任委員会が受け持つものとする。

(3) 政策立案等に関する取組みの公表

議会の政策立案等に係る取組みの状況については、可能な限りソーシャルメディアで配信することとし、評価等の結果については、議会ホームページ等で公表するものとする。

10. 参 考 様 式

参考例 1－政策提言書（委員長⇒政策提言協議会会長）

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に関する政策提言書

令和 〇年 〇月〇日
都城市議会〇〇委員会

1 検討テーマ

（〇〇〇の対策について、〇〇〇の振興について、〇〇〇の活性化について等）

2 解決すべき課題

※ 調査結果により判明した課題の内容を記述（以下は、項目の例）

- (1) 現状（課題の背景）
- (2) これまでの取組
- (3) 取組に対する評価

3 提言する政策

※ 政策の内容をなるべく詳細に記述（以下は、項目の例）

- (1) 概要
- (2) 目的（ねらい・効果）
- (3) 具体的施策

4 調査及び検討の経過

※ 調査及び検討の経過を時系列で記述（以下は、項目の例）

- (1) 検討テーマ設定の動機
- (2) 所管事務調査の状況
- (3) 先進地視察の状況
- (4) 政策の検討状況
- (5) 意見聴取とその反映

以上の経過により、前項のとおり提言するものである。

5 添付資料

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

参考例 2 - 政策提言書の鑑文（政策提言協議会会長⇒議長）

令和〇年〇月〇日

都城市議会
議長 ○○○○○ 様

都城市議会政策提言協議会
会長 ○○○○

政策提言書の提出について

このことについて、下記の政策提言書を別添のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

「○○○○○○○○○○」に関する政策提言書

参考例 3 - 政策提言書の鑑文（議長⇒市長等）

都議第 ○○号
令和〇年〇月〇日

都城市長 ○○○○○ 様

都城市議会議長
○○ ○○

政策提言書の提出について

このことについて、市政の発展を図るため、所管の常任委員会が取りまとめた下記の政策提言書を別添のとおり提出します。

この政策が速やかに実現されるよう、最大限の努力を期待します。

記

「○○○○○○○○○○」に関する政策提言書 ○○○○常任委員会

参考例 4－政策評価（常任委員会⇒政策提言協議会）

委員会名（□□委員会①） 項目名：○○○に関する△△△の早期実施について。

年 度	令和元年度
提言番号	年度－委員会名－事業番号
提言項目	○○○に関する△△△の早期実施について。
具体的内容	○○○に関する△△△については、全ての申請者を対象とした給付事業である。
提言後の取組及び現状	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期申請受付分については実施済みだが、予想を上回る申請件数であったため、第2期申請分として、国庫補助金の内示及待ちである。 また、本市が負担すべき第2期申請分に対する予算については12月補正について財政課と協議中である。
進捗の状況	イ「実施中」
施策に対する評価	キ「議会の意図したとおりではないが、概ね評価できる」
議会の意見	<p>第1期分としての事業は実施済みだが、本事業の性質を鑑みると早期に実施してこそ市民は本事業の恩恵を享受できると考える。第2期申請分の受付を前倒しするなど計画の見直しを行い、少しでも早い事業完了を要望する。</p> <p>併せて、補助対象者数の見込み算定の際の分析手法について、ビッグデータなどのデジタルデータを活用するなど精度をあげる工夫が必要であると考えます。</p>



「〇〇〇〇〇〇〇〇」に関する政策提言について

※プレゼン内容は提言書の項目(例)を原則基本(但し、「3 提言する政策」の「(2)目的(ねらい・効果)」は必須)とし、文字の大きさ、文字の色、挿絵の挿入、項目の追加は自由とする。

都城市議会〇〇〇〇委員会

令和〇年〇月〇日(〇)



1. 検討テーマ

「〇〇〇〇〇〇」に関する政策提言について

2. 解決すべき課題

- (1) 現状
- (2) これまでの取組
- (3) 取組に対する評価

3. 提言する政策

- (1) 概要
- (2) 目的(ねらい・効果) ※必須項目
- (3) 具体的施策

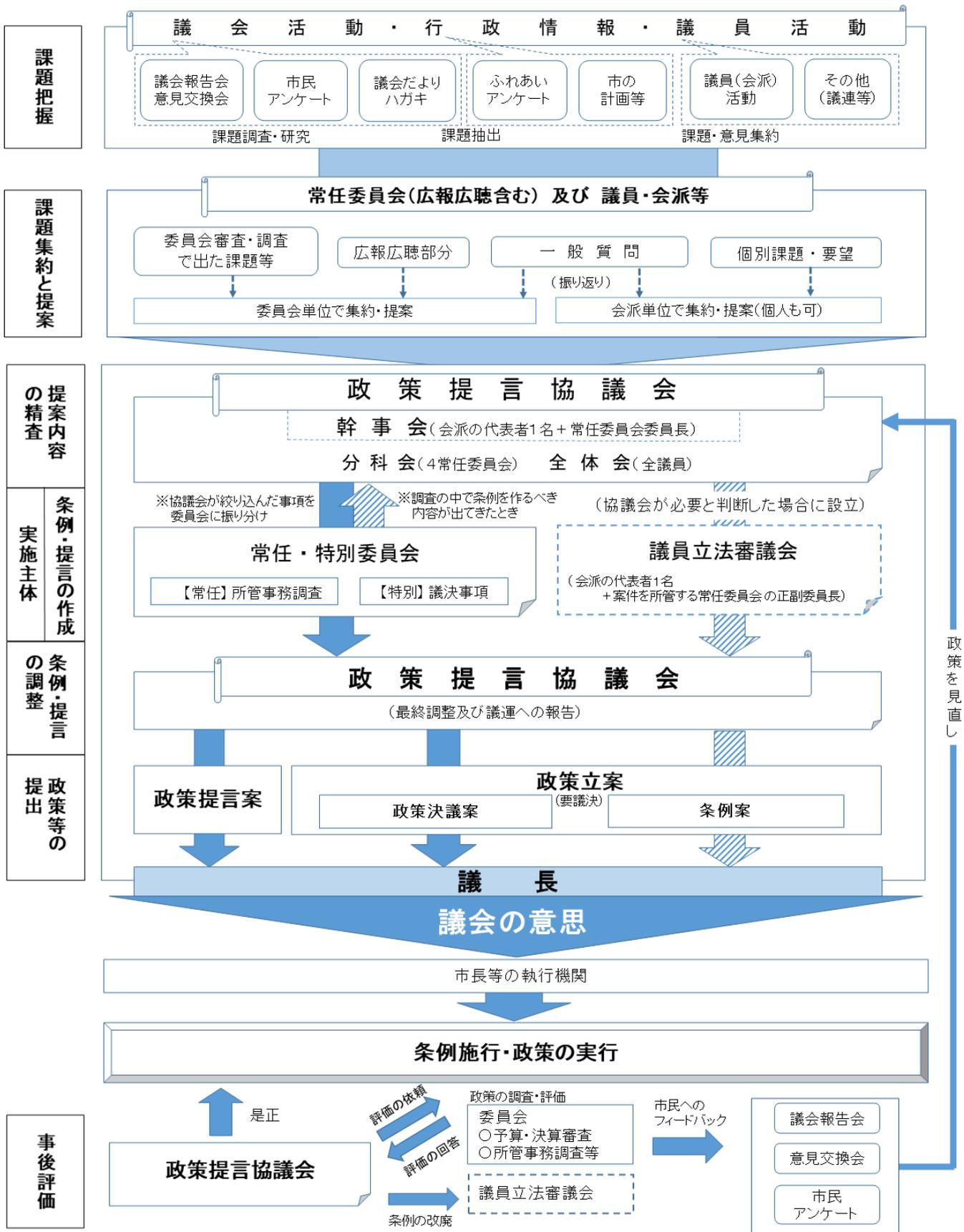


4. 調査及び検討の経過

- (1) 検討テーマ設定の動機
- (2) 所管事務調査の状況
- (3) 先進地視察の状況
- (4) 政策の検討状況
- (5) 意見聴取とその反映

5. その他特記事項

11. 政策形成フロー



12. 一般質問からの政策提言フロー 例

※ 行政課題Aについて執行部が解決しない場合

一般質問 〔行政課題A〕

議会として行政課題Aの解決に向けた取り組みをしたい

1. 会派内や委員会での情報共有と共通認識
2. 政策提言書の作成
(本ガイドラインP11)
3. 必要であればプレゼンテーション資料の作成
(本ガイドラインP14～16)

政策提言協議会

幹事会

(会派の代表者1名+常任委員会委員長)

分科会(4常任委員会) 全体会(全議員)